

第 2 2 回  
東京地方裁判所委員会  
(平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日開催)

## 東京地方裁判所委員会（第22回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

### 第1 日時

平成22年10月28日（木）15:00～17:00

### 第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員） 荒井 勉，追川 誠，大沢陽一郎，片岡 弘，唐津恵一，川原博夫  
斎藤義房，島田一彦，田頭章一，田村浩子，土肥章大，深澤信夫  
丸山陽子，三好幹夫，山田俊雄，吉戒修一

（事務局） 東京地裁事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同総務課長  
同総務課専門官，同総務課庶務第一係長

（オブザーバー）

元東京簡易裁判所判事 中島 寛

（ゲストスピーカー）

足立区消費者センター相談員 岡田 ヒロミ

### 第4 議題

「簡裁における少額訴訟について」

「機能しているADRからの参考聴取について」

### 第5 配布資料

- 1 レジюме（少額訴訟について）
- 2 レジюме（ADR講義用）
- 3 パンフレット（国民生活センター紛争解決委員会）
- 4 パンフレット（財団法人自動車製造物責任相談センター）
- 5 東京都・区市町村相談件数の推移
- 6 認証紛争解決事業者一覧表
- 7 労働審判制度の概要に関する説明資料
- 8 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」ご協力のお願ひ
- 9 東京地方裁判所委員会の次回協議テーマ候補一覧

## 第6 議事

- 1 開会及び委員長代理挨拶
- 2 新任委員の紹介（吉戒委員，土肥委員，大沢委員）
- 3 委員長選出

弁護士委員から，学識経験者又は大学関係者に委員長をお願いしたい旨の発言があった。委員長代理及び他の学識経験者から，裁判所との打合せの負担感，委員長が所長であったからといって議論ができない，一定の方向に導かれるということにはなかった，これまでと同様で問題があるとは思えない，地裁所長が委員長以外の立場では発言者に遠慮が出てしまう，などの理由で委員長として所長を推挙する意見が出て，最終的には所長を委員長とすることとした。

- 4 新委員長挨拶
- 5 委員長代理として田頭委員を指名
- 6 簡裁における少額訴訟について

### (1) 説明

山田委員（東京簡易裁判所司法行政事務掌理者）から，少額訴訟の手續の沿革，概要及び東京簡裁における実情・課題について，別添レジュメを利用して以下のような説明があった。

簡裁については，地裁に比べて比較的簡易迅速に手續を行うという趣旨での特則が設けられているが，より少額で簡単な事案については，簡裁特則ですらまだ重すぎるのではないかという発想から，小規模な事案について市民が迅速・効率的に紛争解決するためにできたのが少額訴訟手續である。

平成10年1月実施当初，請求額の上限は30万円だったが，少額訴訟手續の利用が増え，また利用者から高い評価をもらったこともあって，平成16年4月1日から請求額の上限が60万円に変更され，今に至っている。

少額訴訟手續の利用については，規則上年10回という回数制限が設けられている。これは，少額訴訟手續ができた趣旨が，一般市民が時間をかけず効率的に訴訟を行うためというものなので，特定の者，特に業者などが多く利用することは想定されていないからである。

通常移行というのは，被告側が希望した場合に通常訴訟に移行することをいうが，資料⑦のとおり，平成21年については概ね15パーセント程度が移行されている。

また、職権による移行というのは、裁判官が、少額訴訟ではなく通常訴訟による審理を相当と判断したものをいうが、資料⑦のとおり、ほとんど利用されていない。

少額訴訟については、原則1回の期日で終わらせることになっているが、特別の事情があれば続行も可能となっている。資料⑥のとおり、平成21年については、平均審理日数が1.03日となっており、基本的には、1期日審理の原則どおりの運用が行われ、迅速処理を求めるニーズに対しては応えられていると思われる。なお、審理回数「0」回とは、取り下げになった事件である。

判決言渡しは、弁論終結後直ちに行われる。統計データはないが、9割以上の事件が、弁論終結後その日のうちに口頭で判決が言い渡されている。

判決の特則として、支払猶予制度がある。これは、「〇〇限り支払え」、「分割で支払え」というように柔軟な判決ができるように設けられた制度である。被告にとっては支払いがしやすくなるし、それによって原告の権利が実現しやすくなるという利点があるが、実際には、判決がなされるような事案は被告が争っていて支払猶予になじまないと思われる。東京簡裁においては、年数件程度しか利用されていない。

少額訴訟の結果に不服がある場合、異議申立てはできるが、控訴はできない。そもそも少額訴訟は1回で終わることを想定している制度であり、控訴ができるとすると時間がかかり、本来の制度趣旨に反するからである。かといって全く不服申立てができないとなると、当事者に心理的不安がでて少額訴訟の利用を躊躇してしまうおそれがあるので、異議申立てという制度が別に設けられたものである。異議申立てがあり簡裁の通常訴訟に移行した後に判決がなされた場合、当該判決にも控訴はできない。異議申立て件数については資料⑧のとおりである。平成21年は90件だが、事件数全体からみるとごくわずかであり、少額訴訟の良さが活かされた運用がなされていると言える。

東京簡易裁判所では、少額訴訟を民事9室で専門的に行っている。裁判官7人、書記官、事務官が19人である。月平均の新受件数は、裁判官1人あたり約47件である。期日は、午前中に6ないし10件、午後には3ないし4件入れている。午前中は比較的争いのない事件や欠席が見込まれる事件の期日を入れ、午後は1時間おきに1件ずつ期日を入れるのが一般的である。市民と同一目線で対応型審理を行うため、ラウンドテーブルを利用し、裁判所側も法服は着用せず、話しやすい、和やかな雰囲気の中で、言いたいことはすべて言ってもらって、それを踏まえて判断するというスタイル

をとっている。

事件類型別既済件数は資料③のとおりである。平成21年を見てもらうと「金銭その他」が全体の60.2パーセントを占めている。この「金銭その他」の中では、敷金、家賃の請求や、クリーニング代・車の修理代金などの請負代金の請求が多い。

代理人の関与状況については、一般的に代理人の関与は少ないが、最近少しずつ原告側の弁護士の関与が増えてきているという状況がうかがえる。

今後の課題については、2つ挙げられる。1つは、最近、少額訴訟にふさわしくない事件が持ち込まれることが多いということである。少額訴訟は、簡裁で扱う事件の中でも、より争点が少ない事件をより簡易迅速に処理しようという制度である。ところが、争点が多く複雑な事案であって、1回で終了させるような事案ではないのに、1回で処理して欲しいとして少額訴訟の申立てがされる傾向がある。

もう1つは、逆に、少額訴訟相当事案で少額訴訟申立てがなされていたが、被告において通常移行の申述をする事案である。特に被告に弁護士がつくとその傾向があるように思われる。少額訴訟にふさわしくない事件で、この申述をするのは当然であるが、事案の内容如何にかかわらず、第1回口頭弁論で答弁書だけを出して通常移行を求められることがある。原告としては1回で終了させたいと思っているのに、このような申述があると、不満が生じることになる。資料⑦のとおり、平成21年に被告が通常移行の申述をした事件が590件あるが、この約4割の事件が被告に弁護士がついている事件である。資料④によると、被告に弁護士がついた件数の総数は342件となるが、この約7割が通常移行しているということになる。

これらの課題にどう対応するかであるが、1つ目については、窓口での手続教示により、事案に応じて適切な手続を選択できるよう対応していくことになる。

2つ目については、通常訴訟手続の中で、的確な訴訟指揮により争点整理を速やかに行い、できる限り早期に解決できるよう審理を進めることで対応していくことになる。

## (2) オブザーバーの紹介

## (3) 質疑応答及び意見交換

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：オブザーバー】

- 少額訴訟について、担当裁判官が7人ということだが、これだけの事件数をその人数でこなすことができるのか。また、裁判官は増員されているのか。

- 当初裁判官が6人だったところ、事件増加により1人増員された。手持ち件数は月によって異なるが、400件前後である。事案も難しくなっているが、一生懸命処理している。
- 職権で通常訴訟に移行される事件というのは、本来、少額訴訟になじまないような事件か。
- 国賠事件、医療過誤、建築瑕疵及び解雇不当など争点が多くまた争いが深刻な事案で、明らかに少額訴訟になじまないような事件については、職権で地裁に移送することもある。また、明らかに少額訴訟になじまないとはいえない事案であっても争点が多くて慎重を要するような事件については、職権で通常訴訟に移行させることもあると思われる。いずれも裁判官の裁量事項である。
- もっと慎重に審理する方がよいのではないかと思っても、裁判所としては、双方当事者が少額訴訟を求めていれば、心理的にできる限りそれに応えようとするのではないか。このため、職権での通常移行の件数が少ないのかもしれない。
- 仮に訴訟の遅延戦術としてわざと時間をかけようという意図があっても、被告から申述があれば無制限に通常訴訟に移行するのか。
- 権利なので、被告からの申述があれば無条件で通常訴訟に移行する。
- 事件数について、平成16年、17年をピークに、その後一定程度減っているが安定的な数字を示している。これは、世の中の少額訴訟を求めるニーズがこの程度存在するということ所で落ち着いたからなのか、それとも裁判所がこれぐらいの件数で安定的に運用しようという意図があるためか。
- 事件数の動向は資料のとおり、平成16年のピークから若干その後減ったものの、平成21年には当該ピークを上回っている状況である。このような数字から見ると、少額訴訟についても市民に受け入れられてきたのではないかと思っている。世の中の少額訴訟に対するニーズがそのとおり事件数に反映されているかどうかは、何ともいえない。

訴額の上限が30万のとき、請求額1万という事件もあった。このような事件では、仮に請求額すべてが裁判で認容されなくても、請求額が多額の場合に比べると、あまり懐が痛まず、また敗訴した場合の負担感も少ないと思われる。また、裁判が1回で終了するというメリットの方が、時間をかけて慎重に判断してもらえないというデメリットを上回り、デメリット部分も我慢の範囲内であったと思われる。

平成16年以降、訴額の上限が60万になり、それに伴って事件が増えるだろうとも

考えられたが、実際はそれほど顕著に事件が増加していないのは、負担感や懐の痛みが30万に比べれば大きく、また請求額が多額になる分、納得するために時間をかけて欲しい、よく判断してもらいたいという人がいるからかもしれない。

平成16年に少額訴訟の訴額を60万に増額した際、少額訴訟になじまない事案や1回で終了させることに不安がある事案については、手続案内時に少額訴訟を示唆しないという場合もあったと思われる。

ただ、少額訴訟をより市民に定着させるためには、少額訴訟についてもっとPRする必要があるのではないかと考えている。実際、少額訴訟についてマスコミが報道を行った際は、敷金の事件が増加するなどしたこともある。裁判所として、あるべき姿の少額訴訟を伝えていく必要はあると思われる。

- 先ほど弁護士が受任した事案について、悪いイメージの言い方で訴訟の引き延ばしのために異議申立てが利用されているという話があったが、当事者の中には、金を借りているのは明らかだが、今は支払いたくないと思っている人もいる。その意思を実現するため、弁護士が、法律制度の中、つまり土俵内で異議申立てという制度を利用しているものであり、悪いことではないと考えている。
- 弁護士が受任してから1月ほど経った後の期日直前に、通常移行を希望しつつ、主張等についてはおって準備する、という内容の答弁書が出てくることがある。もちろん通常移行は被告の権利ではあるが、このような場合、期日が1回空転してしまうため、原告から不満が述べられることも多い。色々事情はあるとは思いますが、このようなことをされると、裁判所としてもきちんと対処しなければと考えるだろう。
- 平成21年の少額訴訟にかかわる全国の事件数が約2万1000件で、うち東京簡裁の事件数が4000件弱という結果になっているが、この事件数は制度を作った際の想定内の数字か。
- その点は把握していない。

平成10年以降、右肩上がりになっているのは、少額訴訟のPRを行ってきたことによるものと思われる。
- 資料③の事件類型中、労働金銭という類型があるが、労働審判事件ではなく少額訴訟に流れる事件について、何らかの特徴はあるか。
- 両者につき適正な振り分けができればいいと思うが、少額訴訟でやっていて労働審判の方がいいというものもあれば、その逆もあると思う。少額訴訟では賃金不払いが多く、

請負、小規模事業主で明確に契約書を交わしていない案件が多い印象である。

- 資料④の一覧表だが、被告のみに代理人がついている事案についての事件類型統計があれば教えてもらいたい。被告のみに代理人がつく事案としては、例えば交通事故が多いということはないか。
- 被告のみに代理人がついている事案の事件類型については把握していないが、ご指摘のとおり、印象として交通事故事案が多い。
- 先ほど、弁護士がついて通常訴訟移行するのは引き延ばし目的なのか、といった話が出たが、交通事故事案は過失割合等においてそれぞれの意見が食い違い、争点も多いことから1回で終わらせるのは難しいのではないか。被告に弁護士がついた事件の約7割が通常移行しているというのは、被告に代理人がついた事件が、事件類型として通常移行せざるを得ないようなものが多いからではないか。
- 交通事故事案は、事故態様、過失割合が難しく通常移行相当だが、交通事故事案については、当事者双方に代理人がつくことが多い印象である。
- ◎ 資料⑦について、通常移行する事件類型のデータがないと、なぜ移行しているのかという原因把握はできないのではないか。今後データの取り方を検討してみてもよいかもしれない。
- 通常移行するなら事件を取り下げるというケースは多いのか。
- そのようなケースはほとんどない。通常移行時に不満を持つ方が多いが、裁判所において手続について説明し理解してもらっている。
- 少額訴訟手続の利用回数が、1人につき同じ裁判所で年10回までということだが、その制約にひっかかるような人は多いのか。
- 業者や雇用主が何件かまとめて訴状を出すことはあり、年3回ないし5回利用する方はいるが、数としては少ないと思われる。また、中には10回ぎりぎりまで利用する当事者もいる。
- 資料⑥について、平均弁論回数が平成21年は1.03回となっている。このデータの取り方だが、弁論回数「0」の事件も母数に入っている。また、資料⑤を見ると、相手方欠席事案も母数に入っている。当事者が対席していた場合に1回で終わるのはどの程度あるのか、というデータを出してもらった方が議論の素材としてはいいと思う。

また、資料⑤をみると、和解で終了した事件が全体の30パーセントを超えているが、一方で和解に代わる決定が4パーセントと少ない。和解に代わる決定については、労働



審判と同様、判決よりも柔軟に対応できるものだと思うので、決定の中で中間的解決の方策も模索してもらったらよいのではないかと思います。

- ◎ 資料について、対席事件のデータを出すということについては、今後検討する必要がある。

## 7 機能しているADRからの参考聴取について

### (1) 講師からの説明

ゲストスピーカー岡田ヒロミ講師から、ADRの特徴、分類、歴史、行政型ADR及び裁判所との連携等について別添レジュメ及び配布資料を利用して説明があった。

ADRの分類として調停型と裁断型があるが、調停型が圧倒的に多く、裁断型は好まれていない。裁断型である仲裁センターについては、いまだ1件も申立てはない。調整型である斡旋が圧倒的に多い。

主体別分類に関して、司法型として民事調停と家事調停等があるが、家事調停に比べると、民事調停はあまり利用されていないように思われる。

ADR法は、民間型ADRの根拠法である。国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるようにというコンセプトで作られているが、現在の民間型ADRは、いまだ裁判と並ぶほど魅力あるものになっているとまではいえないと思っている。

法務省の認証を受けたADR事業者は79あり、弁護士会・司法書士会などの業界が事業者になっているものも多い。今回紹介する自動車のPLセンターについては、自動車製造物責任相談センターのパンフレットのとおりであるが、和解の斡旋までは無料で、審査については費用がかかることになる。このADRが民間型ADRの中では最も実績があるし、歴史も長い。

認証ADRの業務のうち、主だったものについて説明すると、時効中断効が挙げられる。これは、認証ADRができる前にはなかったものであり、一步前進した部分である。また、法的効果として4か月間訴訟手続の停止効果がある。更に調停前置主義がとられている裁判制度についても、認証ADRを経由していれば調停申立てを要しないとされている。

次に行政型ADRとして消費生活センターの説明を行う。席上配布した東京都・区市町村相談件数の資料を見ると、平成16年に急激に件数が増え、その後減っている。平成16年に相談件数が増えたのは架空請求の事案があったからである。文書で身に覚えのない請求が来た、という相談が全国の消費生活センターに殺到した。警察等が

動き、徐々にこの事案は減ってきた。都の事件数については、電話回線の数が増えないためと思われるが、増減があまりない。

都内の消費生活センターの平成21年度の相談状況だが、電話相談が89.6パーセント、来所が10.1パーセントであり、文書での相談がないわけではないが、圧倒的に電話相談が多い。相談区分としては、苦情が94.2パーセントと圧倒的に多い。相談内容としては、契約関係に関するトラブルが7割以上で、多重債務問題は減ってきている。

一方、高齢者の相談件数は年々増加している。なかでも金融商品の関係が多く、判断能力が低下してきた人を中心に被害を受けている。金融商品とは異なるが最近の事例でイラクの紙幣などの販売がある。200何万の契約をした人もいる。被害者は良いことをした、外国の復興のために支援したという認識であり、被害にあったと認識していない人が多く、そういう人に対し、電話攻勢で有り金すべてを持って行くという事案もあった。

相談員の資格としては4つある。経済産業省認定の消費生活アドバイザーと国民生活センター認定の消費生活専門相談員であり、これらには試験がある。民間資格では、日本消費者協会の消費生活コンサルタントと、国民生活センターの消費生活相談員がある。多くの相談員は複数の資格を持って業務を行っている。

最初にできた資格は消費生活コンサルタントである。消費生活センターがない頃は、我々の先輩にあたる方が市役所等に出向いて、机だけでも置かせて欲しいと働きかけて、ボランティアで相談を受けていたという歴史もある。

公的資格ができてからは、試験に受ければ誰でも相談員になれるようになった。しかし、かつて消費者は弱者だということで対応できたが、現在は、消費者が弱者という時代でもない。相談員は法律がわからなければ相談に対応できないし、消費者関連法の勉強に追われている状態である。

消費生活センターで相談を受けてどの程度斡旋ができるかということ、斡旋割合は段々減ってきており、現在5パーセント程度である。アドバイスで終わるものもあるが、双方に連絡を取り合って解決を図るものが5パーセント程度である。解決が困難な事例が増えてきているのではないかと考えている。

東京都消費者被害救済委員会について説明する。当該委員会は、消費生活センターで相談を受けて解決できなかった事案を処理している。学識経験者ら20人が委員に

なっており、斡旋・調停部会として対応する。過去の報告書を見ると、まずは斡旋部会で処理し、解決しなかったものについて調停部会にあげるという流れである。斡旋部会の結果については知事に報告することになっている。被害救済委員会自体は、全国の自治体にあるが、東京都の当該委員会は、その中であって最も活動している状況であり、昭和51年から現在までに38件、このうち斡旋成立が28件、不調が5件、当事者が複数で斡旋解決したものと不調になったものが5件である。最近の消費者・事業者は、権利主張をするからか、斡旋率については徐々に低くなっているような気がする。同委員会で斡旋が成立しなかった場合の次のステップとして裁判があるが、その場合の支援として訴訟援助という制度がある。かなり以前からある制度であり、今までの実績は5件である。最高裁まで争って敗訴になったものもあるが、その他は、和解や勝訴で終了している。訴訟援助としては、裁判費用及び弁護士費用の援助のほか、金銭ではないが東京都消費生活総合センターの情報・資料の援助を行っている。例えばAという事業主についてのセンターに寄せられた情報を把握しているので、そのような情報が必要であれば、当該資料を渡すなどしている。このような制度により、裁判所の敷居が低くなっているし、援助した相談員が裁判傍聴するなどして相談者への支援を行っている。

国民生活センターについても行政型ADRと言われている。当初、苦情処理委員会というものだったが、法改正により独立行政法人となり、2009年4月から動いている。同センターの活動はパンフレット記載のとおりである。例えば被害救済委員会の場合は、3か月から1年弱、平均的には8か月程度かけて処理しているが、国民生活センターの場合、何らかの結論を出すまでの期間が4か月と決まっている。国民生活センターは4か月という制限内で、当事者から2、3回程度話を聞くことが多い。国民生活センターの利用料は無料である。

同センターの手続の流れは、パンフレットのとおりである。東京都の被害救済委員会とは異なり、消費者が直接国民センター紛争解決委員会に申請でき、当事者双方が仲裁委員を誰にするか選べる形になっている。平成21年4月から現在まで、仲裁については1件もない。義務履行の勧告というのは、和解成立後、約束を履行しない場合に、約束を守りなさいと伝える制度である。これも特色の1つである。また、訴訟の救助の制度があり、情報及び資料を提供している。現在106件申請あり、うち和解が26件、不成立が20件となっている。不成立20件の中には、申請自体受けな

かったというものもあるし、申請はあったが不調で終了したものや、取下げで終わったものも含まれる。事案としては、金融商品関係のトラブルが圧倒的に多く、金融関係に強い委員を配置して、成立したものについては、よりよい解決を図れていると考えている。

ただ、今年に入ってから、相手方が同センターの事務に応じないことが多くなったという印象を持っている。

また、国民生活センターは消費者自身で申請できるが、実際にはまだまだ利用されていない。最近消費生活センターで5パーセント程度しか解決できないのは、事業者もある程度の落としどころで了解するということがなくなったからではないか、特に消費者庁ができてからその傾向があるような気がしている。

このため、相談された事案のうち、消費者トラブルについては、裁判所の手続である民事調停で解決することがふさわしいものがあるのではないかとということで、東京簡裁の裁判官が23区の消費者センターをまわり、処理に困るような案件について、調停手続というものがあるというアナウンスを行った。

また、東京簡裁の民事調停係と消費生活センターとの間で連携を採る取組を行っている。相談者が裁判所の手続を利用するということになれば、裁判所との間でファクシミリを利用して連絡表のやりとりを行い、個人情報がない形での情報提供を行っている。相談委員とセンターの連絡先、内容を簡単に書いて、ファクシミリ送信し、その後、裁判所から連絡をもらうような態勢である。

このような運用を始めて、消費者からは、1人でもできた、なおかつ良い結果が出たということで、自信をもったと消費者センターに報告があることも少なくない。

何でも行政で斡旋解決しなければならないという時代ではなくなったと思っており、このような形で司法と行政との間のパイプになることが消費者の自立につながると確信している。今年、先に紹介したようなパイプができたことは、国民の司法への認知が進むという意味で、また、司法型ADRからの次のステップである訴訟が苦にならないようになるのではないかと考えている。

## (2) 質疑応答及び意見交換

【発言者の表示=○：委員，▲：ゲストスピーカー】

- 連絡表を使った場合、裁判手続の手数料等はいかからないということか。
- ▲ 東京都の被害救済委員会とは別だが、消費者センターには訴訟支援の制度はないので、

手数料はかかる。民事調停なので、訴訟よりも費用が安いという趣旨である。また、弁護士費用も高いと考えているので、それがなくなれば敷居が低くなるのではないかと、ということである。

○ 東京都消費者被害救済委員会の件数について、昭和51年から38件というのは少ないか。

▲ 事務方いわく、委員が20人おり、時間調整や資料作成などもあって事務が大変とのことである。ただ、全国の都道府県の中では最も多い。

申請してすぐ認められるというのではなく、審査があり、他に影響がありそうな場合や、どうしても気の毒な案件でかつ訴訟するほどの金額でない場合など、限定的に運用されていると思う。

○ 消費者センターというと苦情申入れをすところ、と思っていたが、このような仕事をしているということを市民は知らないのではないかと、宣伝はしているのか。

▲ 宣伝していないかもしれない。インターネットでも検索できるが、紙ベースでPRするものがない。もっとPRしていいと思う。弁護士会も最近は消費者問題に関心があり、団体訴訟など、ボランティアでやってくれる方もいる。そうはいっても限られているので、その穴を埋めるのが裁判所の民事調停なのではないかと考えている。

○ 個人情報の壁があると感じたことはないか。

▲ 最近の消費者は、昔と比べて質が変わってきている。個人情報には敏感で匿名による電話相談もある。気をつけないといけないうのは、電話してきた人が企業者であったり、なりすましたりしている者もいることである。また、個人情報の壁も厚くなり、企業は個人情報をセンターには開示しないが、本人には開示するので、本人に資料を取り寄せてもらっている。以前であればもっとスムーズだったのでハードルになっていると思う。

○ 相談員には何らかの権限がないということだが、それで不便はないか。

▲ 権限があると、かえって危険である。全国のセンターでばらばらに相談を受けているのに、権限があつて同じような案件につきばらばらな結果が出るようなことはよろしくないと思う。それは司法で処理すべきものと考えている。

○ 斡旋の成立率が5パーセント程度ということだが、成立しなかった95パーセントについて、その後どういう形で推移するのか、泣き寝入りするのか、訴訟するのかなど色々あると思うが。

- ▲ 各弁護士会で運営している各種消費者問題委員会や公設法律事務所を紹介することもある。地方にはそういった弁護士会の整備も少なく、泣き寝入りしている方もいるかもしれない。

## 第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマに関して次のとおり意見交換が行われた。

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員】

なお、次回テーマについては、最終的に、意見交換を踏まえて「裁判員裁判の実施状況について」と「司法サービスについての現状及び課題について」が候補テーマになった。

あわせて、地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）・司法改革大阪各界懇談会（大阪）という団体から「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」依頼があった件につき、次回委員会までに事務局において回答案を作成し、次回委員会において回答するかどうか、回答する場合の回答ぶりについて検討することとなった。

- 「市民の声や裁判所利用者の声を受けて、裁判所が改善（改革）した事項（過去5年分程度について）及び「市民に利用しやすい裁判所づくりという観点から、裁判所が行っている裁判官研修について」を提案した。これらを提案した理由は、地裁委員会の趣旨を踏まえ、原点に戻って、これまで裁判所が取り組んできた様々なことについて整理して示してもらって地裁委員会で検証できないだろうか、という思いからである。また、裁判所にも色々苦労はあると思うし、裁判官に対し市民から様々な声が出ていると思われる。どんなことをやっているのか、悩みも聞いてみたいし、アドバイスもできるのではないかと考えている。
- 「裁判所における苦情処理の現状及びその対処方法について」及び「裁判所とADRとの連続性・ADRの利点等につき裁判所に取り入れることについて（今回の議題を踏まえて）」を提案した。前者については、斎藤委員がおっしゃられたことと同趣旨であり、苦情処理というものにスポットをあて、裁判所としてどう対応したかなどを示してもらい、委員会で検討するのはどうかと考えたためである。後者については、本日の議論を踏まえてと考えていたが、始まったばかりということもあり、ADRと裁判手続との関係は、これから事例が積み重なっていくことであり、今の時点で議論するのは難しいと感じたので、本テーマを候補とすることについては取り下げてもよいと考えている。
- 自身の提案は1つにまとめられているので、何ともいえないが、おそらく「司法サー

ビス機関としての裁判所の取組み（以前実施したアンケートを踏まえた改善点等。審理の迅速化に向けた取組等）」になるのであろう。提案した趣旨は斎藤委員と同じ問題意識からである。紛争処理サービスを提供する機関である裁判所について、クオリティ、スピード、コストなど、様々な改善がされていると思うが、そういったことを踏まえて地裁委員会で検討することがよいのではないか。

- 「市民に利用しやすい裁判所づくりという観点から、裁判所が行っている裁判官研修について」については、司法制度改革を踏まえて本地裁委員会ができたわけであるが、研修等も様々行っているであろうし、その内容も変わってきているのではないか。研修内容や誰が指導するのかという点について興味がある。
- ◎ 以上の御意見を踏まえて、1つの提案であるが、テーマとしては一つにまとめ、「司法サービスについての現状及び課題について」というのはいかがか。各委員から提案のあった問題意識を踏まえて裁判所からこれまでのデータを整理してお示しするという形をとることになる。また、事務局からの提案として、「裁判員裁判の実施状況について」というものを挙げた。裁判員裁判実施から1年以上経過し、当庁においても実績ができつつあること、委員会においては、これまで何回も裁判員裁判制度にかかわる議論をしていることから、これらを踏まえてご説明を行いたい。また、次回までに希望する委員には、法廷傍聴をしていただき、生の裁判員裁判を見ていただいた上で御意見をいただきたいと考えている。

## 第8 次回の開催期日について

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，□：事務局】

次回の開催期日については、平成23年2月25日午後3時から本会場で実施することとなった。また、開催回数について、次のとおり議論があったが、今回は、2回先ぐらいまでの期日を決めることとし、開催回数については、原則として現状どおり年3回ペースでやることとなった。

- 開催回数が開きすぎていると思う。事務局がその都度調整していてもなかなか決まらないし、今回は前回からだいぶ間が空いており、今年は2回しか開催していない。事前に年間スケジュールを作り、あらかじめ年4回セットしておくことはどうか。
- 東京地裁委員会は、かつて年4回開催したこともあったが、基本的にはほぼ年3回のペースで実施している。他庁の開催回数と比較して遜色ない状況だと認識している。他庁については、平成19年の平均開催数は年2.5回程度である。委員の皆様の負担を

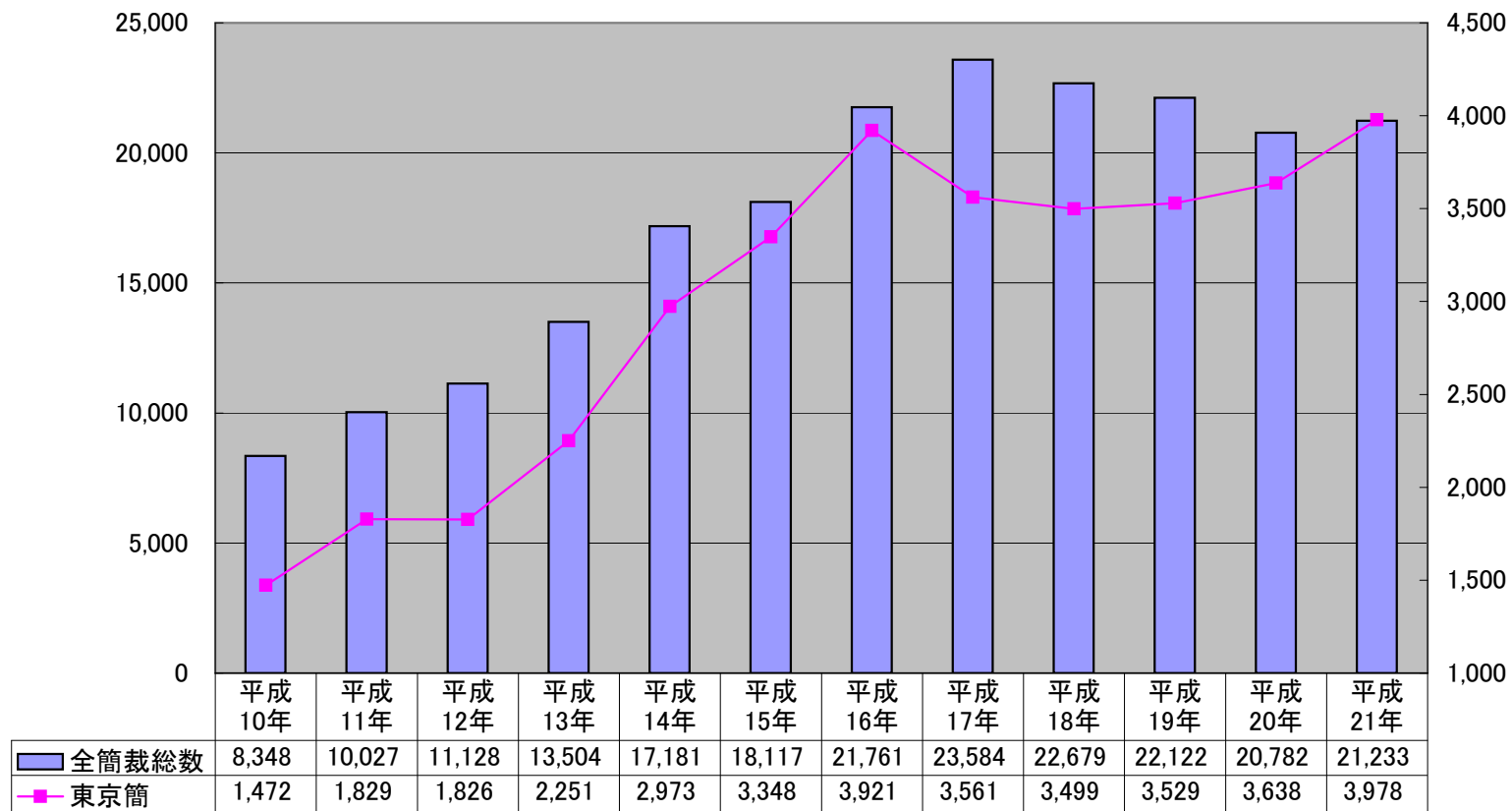
考えると、今のペースを維持するのが相当ではないか。

- ◎ 今年度ということであれば、来年2月の開催を予定しているので3回ということになる。

以 上



① 少額訴訟新受件数(全簡裁及び東京簡裁の総数)



② 訴額別新受件数(30万円以下と30万円超60万円以下の件数)

	30万円以下	30~60万円	合計
平成16年	2,709	1,212	3,921
平成17年	2,209	1,351	3,560
平成18年	2,126	1,373	3,499
平成19年	2,096	1,431	3,527
平成20年	2,190	1,448	3,638
平成21年	2,453	1,525	3,978

※ 平成16年の30万円以下の数字は、年度分であり、同年4月(少額訴訟の訴額の上限が引き上げられた月)以降の件数は1,951件である。

③ 事件類型別既済件数(年度別の事件類型別件数と割合)

	売買代金	貸金	立替金	建築請負代金	建築瑕疵損害賠償	交通損害賠償	医療損害賠償	公害損害賠償	その他の損害賠償	手形金	手形異議	金銭債権存否	労働金銭	知的財産金銭	金銭のその他	その他の訴え	合計
平成19年	292 (8.2%)	267 (7.5%)	6 (0.2%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	346 (9.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	230 (6.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	363 (10.2%)	0 (0.0%)	2,059 (57.7%)	0 (0.0%)	3,566 (100.0%)
平成20年	282 (7.7%)	251 (6.9%)	12 (0.3%)	9 (0.2%)	0 (0.0%)	246 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	257 (7.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	355 (9.7%)	0 (0.0%)	2,241 (61.3%)	0 (0.0%)	3,653 (100.0%)
平成21年	334 (8.4%)	244 (6.1%)	14 (0.4%)	31 (0.8%)	2 (0.1%)	235 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	188 (4.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	529 (13.3%)	1 (0.0%)	2,393 (60.2%)	1 (0.0%)	3,972 (100.0%)

※ 通常移行した事件を含めた件数である。

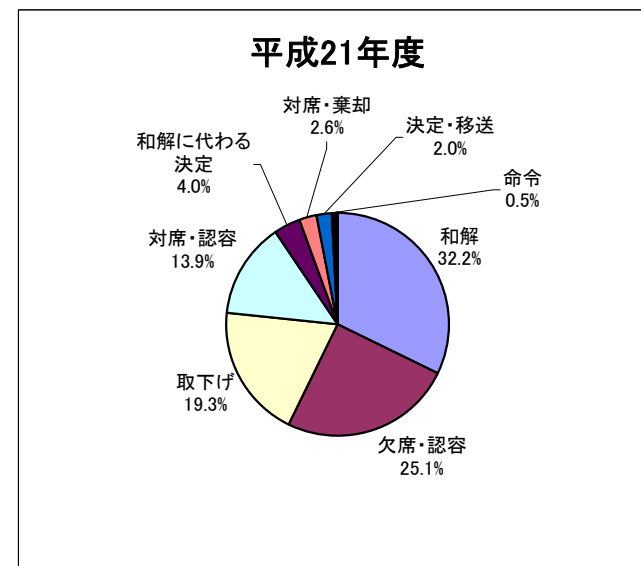
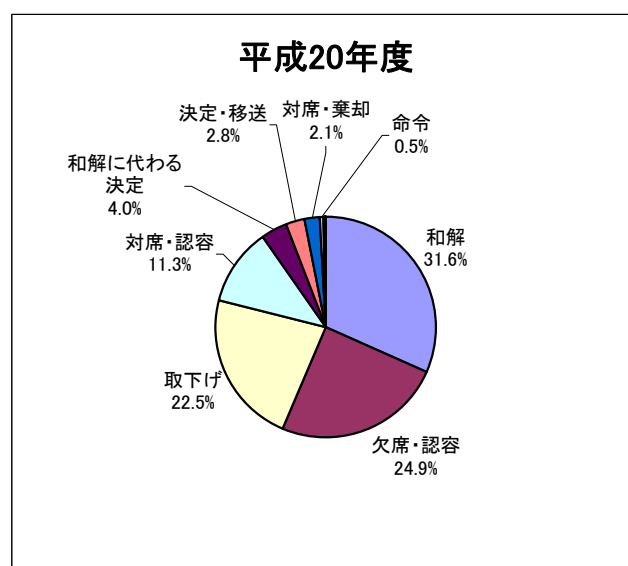
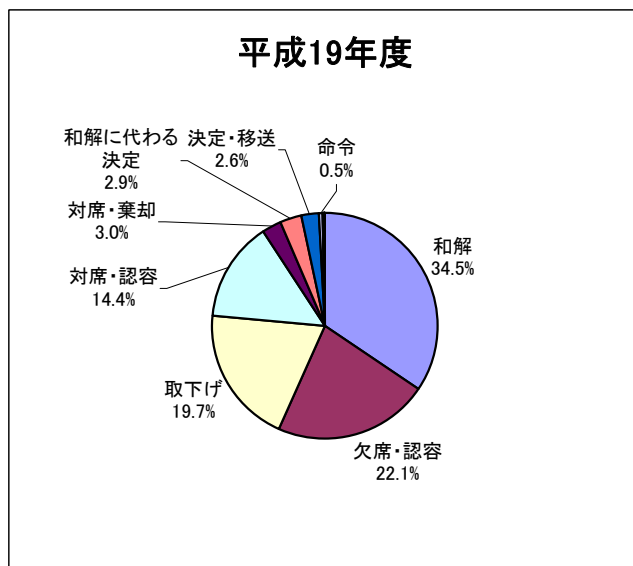
④ 本人、代理人関与別既済件数

	本人による	代理人関与								合計
		双方弁護士	原告弁護 被告司法	原告司法 被告弁護	双方 司法書士	原告のみ 弁護士	原告のみ 司法書士	被告のみ 弁護士	被告のみ 司法書士	
平成19年	2,907	66	2	4	2	175	64	321	25	659
平成20年	2,896	60	2	3	1	226	110	340	15	757
平成21年	3,183	59	0	9	0	278	151	274	18	789

※ 通常移行した事件を含めた件数である。

⑤ 終局事由別既済件数(年度別の終局事由別件数と割合)

年度	判決							決定				命令	和解	放棄	認諾	取下げ	その他	合計	
	対席・認容	対席・棄却	対席・却下	欠席・認容	欠席・棄却	欠席・却下	判決その他	合計	決定・移送	和解に代わる決定	決定その他								合計
平成19年	513	106	0	789	3	0	0	1,411	91	104	1	196	19	1,231	4	2	702	1	3,566
	(14.4%)	(3.0%)	(0.0%)	(22.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(39.6%)	(2.6%)	(2.9%)	(0.0%)	(5.5%)	(0.5%)	(34.5%)	(0.1%)	(0.1%)	(19.7%)	(0.0%)	(100.0%)
平成20年	412	78	1	909	4	2	0	1,406	103	147	0	250	19	1,154	2	1	821	0	3,653
	(11.3%)	(2.1%)	(0.0%)	(24.9%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(38.5%)	(2.8%)	(4.0%)	(0.0%)	(6.8%)	(0.5%)	(31.6%)	(0.1%)	(0.0%)	(22.5%)	(0.0%)	(100.0%)
平成21年	553	103	2	998	5	2	1	1,664	78	157	1	236	18	1,278	3	1	767	5	3,972
	(13.9%)	(2.6%)	(0.1%)	(25.1%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(41.9%)	(2.0%)	(4.0%)	(0.0%)	(5.9%)	(0.5%)	(32.2%)	(0.1%)	(0.0%)	(19.3%)	(0.1%)	(100.0%)



※ グラフ中、割合の数字の小数第1位を四捨五入して0%になる項目は省略した。

⑥ 既済事件の平均審理期間(何回の弁論で終了したか。)

	平均審理期間	弁論回数														平均
		0回	1回	2回以上											合計	
				2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11~15回	16回以上		
平成19年	49日	507	2,640	287	88	24	11	3	3	1	0	0	1	1	419	1.04回
平成20年	44.9日	620	2,666	246	80	21	8	12	0	0	0	0	0	0	367	0.98回
平成21年	45.8日	539	2,995	298	83	34	12	5	5	0	1	0	0	0	438	1.03回

※ 通常移行した事件を含めた件数である。

⑦ 通常手続移行した既済件数

年度	有		無
	被告申述	職権	
平成19年	625	15	2,926
平成20年	610	19	3,024
平成21年	590	17	3,365

⑧ 少額訴訟判決に対する異議(378条)の新受件数

年度	件数
平成19年	71
平成20年	71
平成21年	90